

## 令和5年第1回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程（第6日目）

令和5年3月16日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第14 議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算について
- 第19 議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第20 議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21 議案第10号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第23 議案第12号 令和5年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第24 議案第14号 訓子府町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第25 議案第15号 訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第26 議案第16号 訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第27 議案第17号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第18号 訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第29 議案第23号 町道路線の廃止について
- 第30 議案第24号 町道路線の認定について

### 追加日程第1

- 意見書案第1号 食料安全保障の強化および食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書

○出席議員（9名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	（ 欠 番 ）
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長から本日午前中欠席する旨の報告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

◎議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、

議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○副議長（西山由美子君） 昨日で新年度予算関連議案および新年度予算議案については、質疑を終了しておりますので、これより討論、採決を行いたいと思います。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

○副議長（西山由美子君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議

案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、副議長が指定した議案ごとに1人につき2回までといたします。

初めに、議案第14号の質疑を許します。議案書85ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、議案第14号の質疑を終了いたします。

次に、議案第15号の質疑を許します。議案書105ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、議案第15号の質疑を終了いたします。

次に、議案第16号の質疑を許します。議案書110ページです。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番(工藤弘喜君) 9番、工藤です。この訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例について、確認も含めて、ちょっとお聞きしたいと思っています。よろしくお願ひいたします。大体理解はしているようなつもりなんですけれども、非常にこの第2条でも言われていますように、今回の情報公開制度におけるの不服申し立て、あるいは情報公開制度の適正かつ円滑な運営ということも含めた中身的にはやはり極めて個人情報の取り扱いについては、大切な役割を果たすところではないかと思っておりますので、それについて、ちょっと文言の確認も含めてお聞きいたします。

一つは、第3条の中で言われています、この実施機関という言葉が出ておりますけれども、この実施機関というのは、私が思っている範ちゅうでいけば、この条例の中の実施機関というのは、例えば行政、この役場庁舎の中であれば、各担当課があたるという、そこに該当するということよろしいのかどうか。それともう一つ、1、2点あるんですが、例えばこの流れなんです、審査会までいく流れとして、当然、例えば、町民のいろんな情報というのが、役場が一番持っているわけですね、教育も福祉も全てのものについて、そういう情報というのは、例えば、情報公開してくれと請求がきたときには、その時点では町民は何も該当する情報が町民は分からないわけであって、あくまでもそれは担当課なり、そういうところに請求する形になると思うんですが、そのときに、そういう担当課にこの人の情報、あるいはこの部分のいわゆる相当複数人のものが必要だとしたら、そういう情報請求もあると思うんですが、そのときには、どういうふうに町民にこういう請求がきていますということをお知らせすることが必要ではないかと思うんですが、そういうことはどういうふうに考えておられるのか。そして、それを元に聞き取りを多分その情報の該当になっている町民とのやり取りも担当課の中でして、これが審査会に上げるべきものなのか、もしくは、これは上げなくてもいいのかという判断はやっぱり担当課の中でして、ということ、そういう捉え方でよろしいのか。あるいは全てそういう請求がきたと

きには、審査会の方に委ねるということになるのかどうか、そういったことも含めてお聞きしたいのが、そういうことです。

それともう一つは、これは決定的に審査会の方での決断になると思うんですが、判断になると思うんですが、その時点では、やはり審査会を通して、これは駄目ですと請求者に言うのか、あるいは担当課の方からこういうことで駄目ですというふうに伝えるのか。その辺がどのようになっているのかをちょっとお聞きしたいと思います。これは本当に極めて今回のこの情報公開、個人情報保護法の問題でいけば、この利活用も含めた、そういう前提に立った国の情報条例の見直しだったと思って、私はいるんですが、そういう観点からいきますと非常にこの情報を欲しがっている。あるいは知りたがっている部分というのはあるかと思うんですね、これは保護条例の中でも一定程度明文化されていますけれども、やはり微妙な問題も含めて起こり得るということから考えますと、その審査会の果たす役割というのは、やっぱり極めて重要なことというふうに思っていますので、その観点からちょっとお聞きしたいということで、よろしく願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 何点かご質問いただきました。まず実施機関の考え方につきましては、法に定めている実施機関ということになりますので、先ほど工藤議員が言ったような関係で思っただいてよろしいと思います。まず個人情報を公開する手続きなんですけれども、個人情報の公開については、その本人から個人情報の公開は本人からしか受け付けませんので、それ以外の方からの受け付けについては、例えば、生命とか財産の侵害があるとか、そういうことがなければ、その方の個人情報は公開できませんので、基本的には、誰れさんからあなたの個人情報を公開してくれというような話というのはあり得ないということになりますので、災害とかがない限りはそういうことありませんので、直接その人の個人情報を公開してくれという話がきてますよということについて通知はないというふうに思っただいて構わないと思います。例えば、不服申し立てをしたい。審査会にかけるといような案件なんですけれども、流れ的には、例えば、この情報を公開してほしいという請求がきましたら担当課の方でまず公開するものなのか、駄目なのかということガイドラインをみながら判断して相手方に通知をします。そして、その通知を受けた方がそれに対して不服がある。それはおかしいんじゃないかということがあったら、それを審査会の方に請求してもらう。それは事務局の方にとおりますので、審査会の方に諮問して審査会の内容を答申いただきまして、また町の方から請求者の方に通知をするという流れになるということでございますので、いきなり審査会の方に案件が上がるとかということはないです。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。1点だけお願いします。114ページ、ページで言えば114ページになりますけれども、上段の第13条なんですけれども、審査の過程手続きは非公開だという、これもっともと言えばもっともだと思うんですが、申請者に対してまで非公開にするのか。そうすると異議申し立てのしようがないんでないかなと思うんだよね。結論だけ言われても。他人に公開する必要はまったくないんですけれども、その辺どうなんでしょう。ちょっと教えてほしいという立場で今質問しております。それと

前に戻って、ごめんなさん。112ページ、6条、委員であります。この委員の規定はよくある規定ですよ、これ。特に第1項は委員は優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。この審査をするったら相当な識見というか、個人の権限を僕は権利を一種規制する、これ規定だと思います。それは社会の<sup>あんわい</sup>安寧のためにするんだと思うんだけど、相当な識見を有する人が必要だと思うんですけども、それを町民の中から選ばなきゃならないということで、どのような方を想定してこの規定が設けられているのか、ちょっと事例でいいんです。それについてうんぬん言う気はありませんので、2点お願いします。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） この第13条のご質問だったんですけども、審査会が行う審査請求にかかる調査審議の手続きは公開しないということになってございますので、審査会自体のものが非公開というわけではございません。本人自体が傍聴したいということになりましたら、また話は変わります。

審査会ですけれども、今回また今現在あります審査会の委員が継続してお願いすることになるかと思うんですけども、基本的には、選定するときには町長の委嘱ということでご意見を伺いながら委嘱をしているところですので、今後も識見を有する方ということで、さまざまな方のご意見をいただきながら委嘱をしていくということになるかと思っています。

○副議長（西山由美子君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第16号の質疑を終了いたします。

次に、議案第17号の質疑を許します。議案書116ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第17号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○副議長(西山由美子君) これより、提案理由の説明が終わっております。議案第18号について、質疑、討論、採決をいたします。

初めに、議案第18号の質疑を行います。議案書126ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号、議案第24号

○副議長(西山由美子君) これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第23号、議案第24号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、副議長が指定した議案ごとに1人につき2回までといたします。

初めに、議案第23号の質疑を許します。議案書138ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号の質疑を許します。議案書140ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第24号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第23号、議案第24号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第23号、議案第24号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号、議案第24号は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（西山由美子君） お諮りいたします。

ただいま、谷口武彦君ほか3名から、意見書案第1号 食料安全保障の強化および食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配布の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○副議長（西山由美子君） 君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎意見書案第1号

○議長（西山由美子君） これより、追加日程第1、意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ただいま、副議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号について、ご説明をいたします。

意見書案第1号

食料安全保障の強化および食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年3月16日

訓子府町議会副議長 西山 由美子 様

提出者 訓子府町議会議員 谷口 武彦  
〃 工藤 弘喜  
〃 泉 愉美  
〃 河端 芳恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開きください。

食料安全保障の強化および食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を  
求める要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月16日

北海道常呂郡訓子府町議会副議長 西山 由美子

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
総務大臣 様  
文部科学大臣 様  
厚生労働大臣 様  
農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○副議長(西山由美子君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○副議長（西山由美子君） これにて、令和5年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時 2分